

# 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)

指定及び公園計画の決定

# 御説明の流れ(レジюме)

1. 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)  
について
2. 公園計画の決定について
3. パブリックコメント等への対応について

# 御説明の流れ(レジюме)

1. 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)  
について
2. 公園計画の決定について
3. パブリックコメント等への対応について

# 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の位置



# 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の位置



# 中央環境審議会 自然環境部会 現地視察

以下の日程で現地視察を実施。

令和2年11月19日(木) 霧多布湿原、霧多布岬等

令和2年11月20日(金) 厚岸湖、別寒辺牛湿原、尻羽岬等



北海道大学北方生物圏フィールド科学研究センター厚岸臨海実験所・仲岡所長より「厚岸、別寒辺牛川流域における陸域と海域のつながり」についてご説明



釧路町・小松町長より、尻羽岬における自然環境についてご説明

# 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)の概要



湿原と断崖が語る大地と海の交わり  
～生命(いのち)あふれる湿原と海～



# 指定の主な経緯

## 昭和30年 厚岸道立公園 指定

昭和59年厚岸道立自然公園国定公園化昇格促進期成会の設置

平成16年 北海道が国定公園化に向けた自然環境調査を実施

平成16年～30年 北海道が地元調整を実施

平成22年度 大規模拡張候補地に選定  
(道東湿地群 国立・国定公園総点検事業)

平成31年度 北海道が自然環境の再調査を実施

令和2年11月 申出

令和3年 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)指定へ

# 地域の概要(自然環境)

## 地形・地質

「根釧台地」と呼ばれる平坦な台地が展開し、海食準平原様の地形を呈し、これらの中に、湿原や湖沼も見られる。また、海岸部には、雄大で荒々しい海食崖が連続した岩石海岸が見られる。



# 地域の概要(自然環境)

## 植生

- ・湿原植物群落(低層から高層)
- ・ハンノキ林、
- ・塩湿地植生(ヨシーイワノガリヤスースゲ類群落など)
- ・トドマツ・ダケカンバーシラネワラビ群落
- ・水生植物群落(ネムロコウホネなど)
- ・海岸草原(ヒオウギアヤメ、オオクマザサなど)

## 野生動物

哺乳類: ラッコ(CR) トウキョウトガリネズミ(VU)、  
ゼニガタアザラシ(NT)、

鳥類: タンチョウ(VU)

魚類: イトウ(EN)

両生類: エゾサンショウウオ

CR…絶滅危惧IA類

VU…絶滅危惧II類

EN…絶滅危惧IB類

NT…準絶滅危惧種



## 地域の概要(利用)

### 利用者数(推定)

**約94万人/年**

(厚岸道立自然公園のH30年の利用者数)

### 利用形態

湖沼及び湿原部分では水鳥や湿原性植物の観察や散歩のほか、カヌー体験。沿岸部では島嶼の展望や船舶を利用した海鳥や海蝕崖などの観察ツアー。



## 地域の概要(人と自然のつながり)

厚岸湖等におけるカキやアサリの養殖や周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生が見られる。厚岸町のあやめヶ原、浜中町の琵琶瀬、湯沸地区では、北海道和種馬等の放牧によって半自然草原が創出されている。



カキ漁の様子



馬の放牧

# 指定理由

## 風景形式

雄大で荒々しい海食崖が連続した岩石海岸、国内有数の規模を誇る湿地及びそこに成立する希少な水鳥繁殖地や湿原植生等の生態系と、人と自然との共生により育まれてきた文化景観とが一体となってつくり出す景観

## 景観要素

原生的な湿原、海跡湖、海蝕崖・島嶼、お花畑、人文景観(カキの養殖、昆布漁など)



# 国定公園(案)

## 公園区域

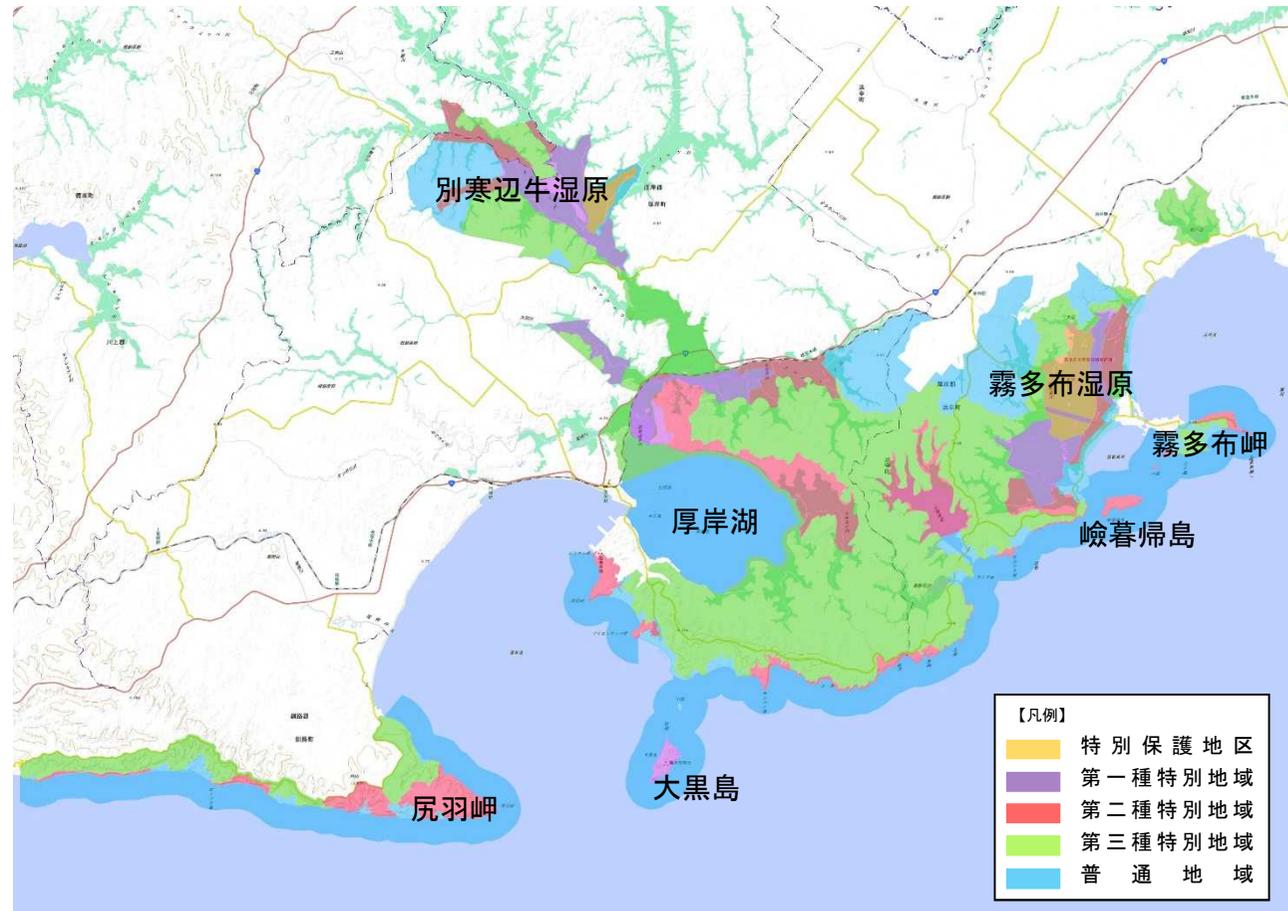
32,566ha(陸域)

8,921ha(海域)

|      |          |
|------|----------|
| 国有地  | 10,647ha |
| 公有地  | 14,076ha |
| 私有地等 | 7,843ha  |

## 地種区分

|          |          |
|----------|----------|
| 特別保護地区   | 966 ha   |
| 第一種特別地域  | 2,770 ha |
| 第二種特別地域  | 4,768ha  |
| 第三種特別地域  | 16,478ha |
| 普通地域     | 7,584ha  |
| 普通地域(海域) | 8,921ha  |



○太古からの海面や地盤の変動により形成され、豊かな生物相を育む湿原や湖沼、断崖、海洋などが連続的に分布する原生的な自然景観を保全するとともに、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化を感じることができる国定公園として指定。

# 御説明の流れ(レジюме)

1. 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)について
2. 公園計画の決定について
3. パブリックコメント等への対応について

# 公園計画の概要

## ● 保護規制計画

湿原、海跡湖、海蝕崖・島嶼、お花畑、人文景観(カキの養殖、昆布漁など)等の優れた風致景観を重点的に保護する。

## ● 事業計画

### ○利用施設計画

津波等自然災害への備えも配慮しながら、利用者が湿原景観や海岸景観等の探勝するために必要な施設を計画に位置付ける。

# 保護規制計画の設定基準について

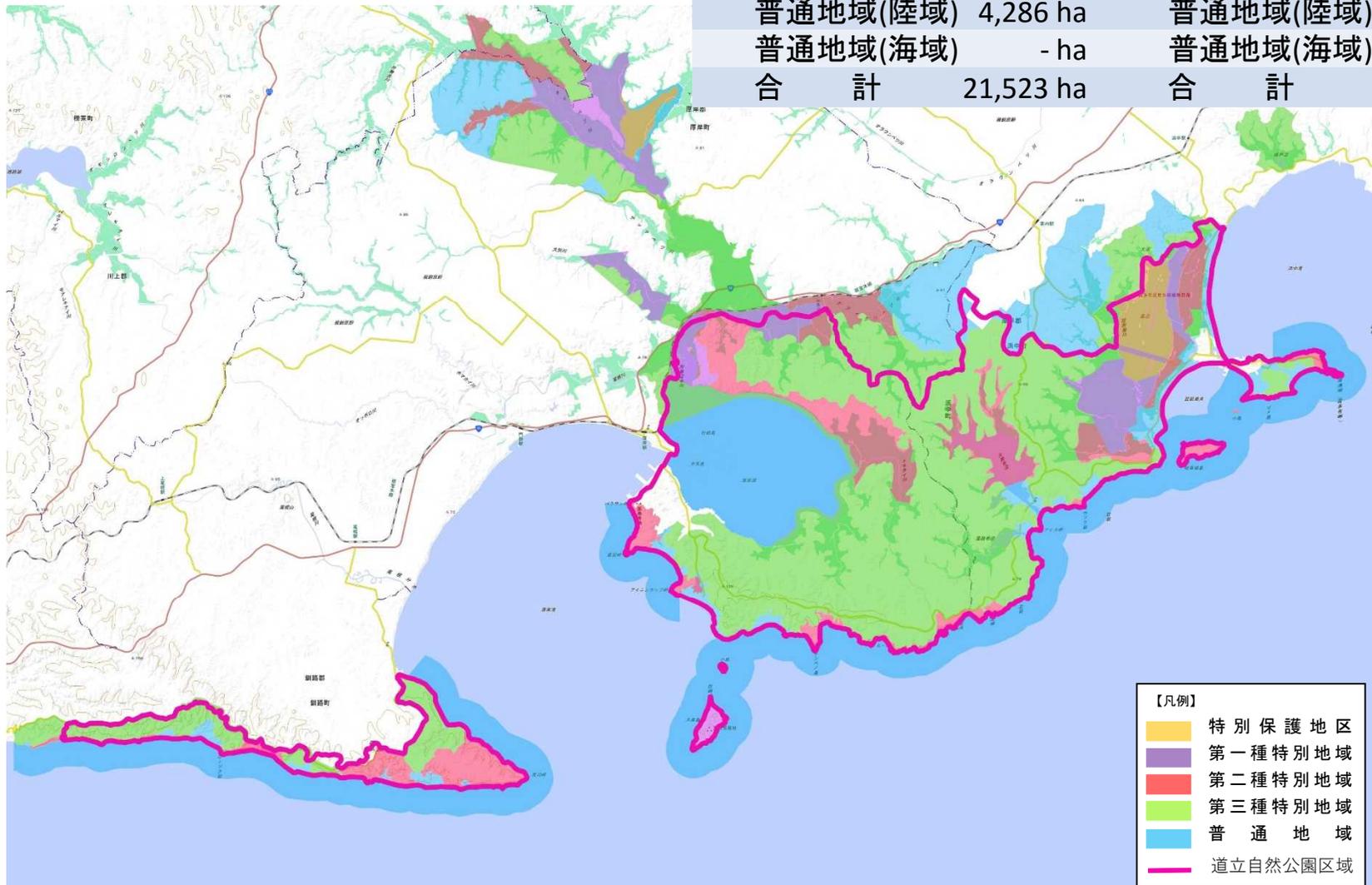
| 地種区分    | 設定基準  | 備考  |
|---------|---|---|
| 特別保護地区  | 高層湿原を中心とした植生が人為の影響を受けることなく整然と並んでおり、学術的価値が高い地域、川や小沼群などが緑の湿原と調和し、原始的な湿原景観を引き立てている地域など、本公園の核心をなす地域 | (範囲)<br>現行(道立)の第1種特別地域内に設定(規制等)<br>・景観を維持<br>・原則すべての動植物の捕獲・採取禁止 |
| 第1種特別地域 | 特別保護地区の周辺において広く分布する湿原地域、別寒辺牛川河口部及び大別川に分布する低層湿原地域、鳥類の大繁殖地として独特の海岸景観を有する大黒島                       | (範囲)<br>現行(道立)から拡張あり(規制等)<br>・現在の風致を極力保護<br>・種を指定して捕獲禁止         |
| 第2種特別地域 | 各川の流域、海蝕崖や海岸段丘を主な景観要素とする地域、厚岸湖北側の低層湿原が分布する地域など  | (範囲)<br>現行(道立)から拡張あり(規制等)<br>・特に農林漁業活動に努めて調整が必要                 |
| 第3種特別地域 | 特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域に接続する地域のうち、既に人為の影響を受けている地域や農林業営業の場として利用されている地域                           | (範囲)<br>現行(道立)から拡張あり(規制等)<br>・風致を維持する必要性が比較的低い<br>・通常の農林漁業が可能   |
| 普通地域    | 特別地域の風致を補完するとともに一体となり風景を形成する地域  | (範囲)<br>現行(道立)から拡張あり(規制等)<br>・公園とのバッファゾーン<br>・一定規模以上の行為は要届出     |

# 厚岸道立自然公園からの変更点について

## 【厚岸道立自然公園】

## 【厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)】

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 特別保護地区   | - ha      | 特別保護地区   | 966ha     |
| 第一種特別地域  | 2,244 ha  | 第一種特別地域  | 2,770 ha  |
| 第二種特別地域  | 5,178 ha  | 第二種特別地域  | 4,768 ha  |
| 第三種特別地域  | 9,815 ha  | 第三種特別地域  | 16,478 ha |
| 普通地域(陸域) | 4,286 ha  | 普通地域(陸域) | 7,584 ha  |
| 普通地域(海域) | - ha      | 普通地域(海域) | 8,921 ha  |
| 合計       | 21,523 ha | 合計       | 41,487ha  |



# 保護規制計画について(特別保護地区)

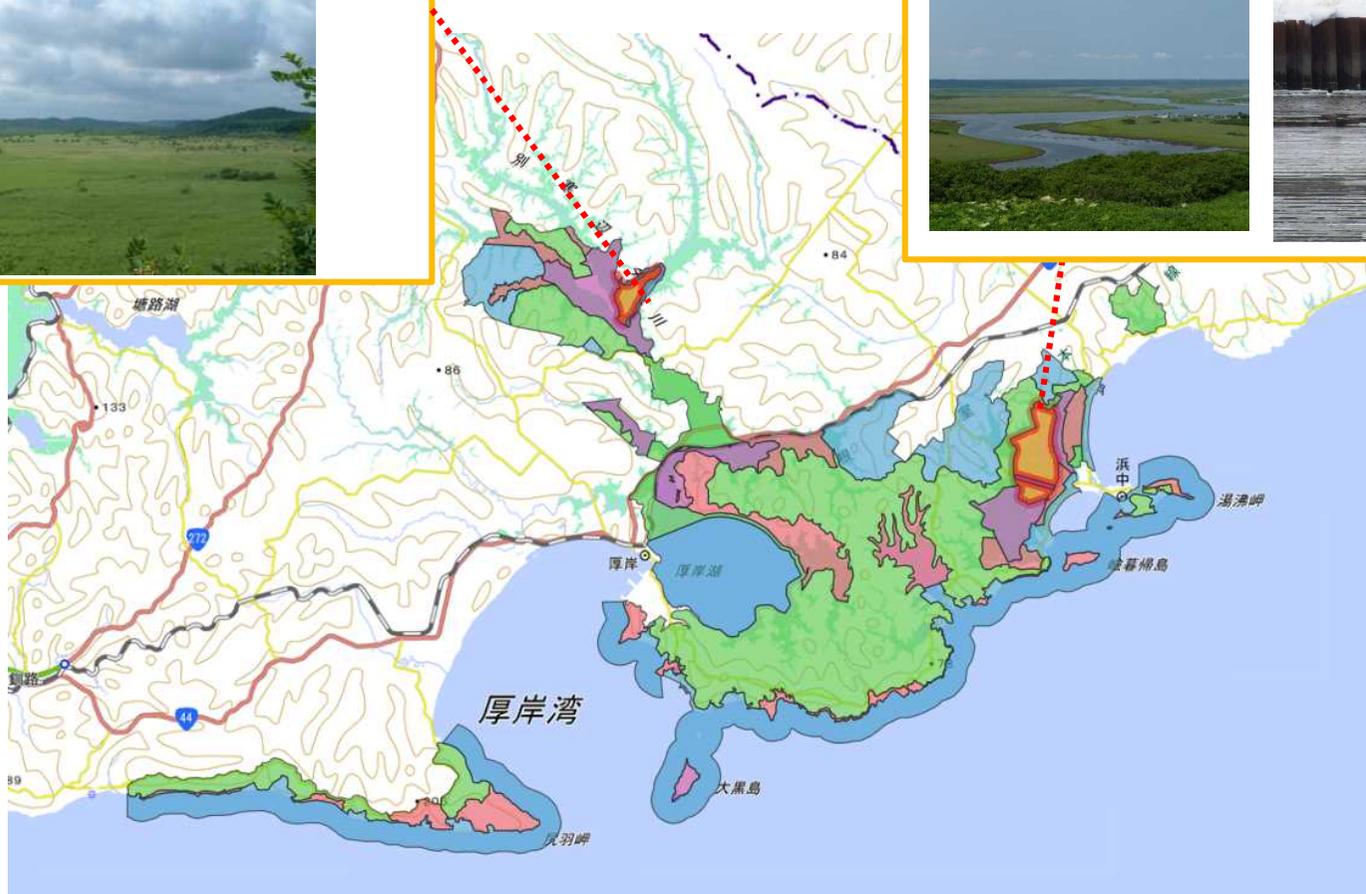
## 別寒辺牛湿原

人為の影響を受けていない高層湿原、低層湿原及びハンノキ林の植生が高い学術的価値を有し、独特な湿原景観を有している。



## 霧多布湿原

国の天然記念物に指定されている「霧多布泥炭形成植物群落」が琵琶瀬川や小沼群などが緑の湿原と調和している。



# 保護規制計画について(第1種特別地域)



別寒辺牛湿原

霧多布湿原

別寒辺牛川河口部

トドマツ、エゾマツを主体とした針葉樹と広葉樹が繁茂し、タンチョウやオオジロワシが生息



大黒島

周囲を断崖に囲まれた台地上に浮かぶ周囲6キロの島。島の南西部が「大黒島海鳥繁殖地」(国の天然記念物)



# 保護規制計画について(第2種特別地域)

## 第2種特別地域

各川の流域、海食崖や海岸段丘を主な景観要素とする地域、厚岸湖北側の低層湿原が分布する地域など、農林業活動との調整を図る必要がある地域



# 保護規制計画について(第3種特別地域)

## 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域に接続する地域のうち、既に人為の影響を受けている地域や農林業営業の場として利用されている地域



# 普通地域について

## 普通地域

特別地域の風致を補完するとともに一体となり風景を形成する地域

→厚岸湖、周辺海域等



周辺海域には、ゼニガタアザラシやラッコ等の海獣が生息。また、厚岸湖におけるカキやアサリの養殖や周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生による文化景観も特徴的



# 乗入れ規制区域について

スノーモービル、モーターボート等による動植物への影響が懸念される区域について指定(網掛け範囲)



# 事業計画

## 利用施設計画

### 道路(車道)

利用状況や整備効果を踏まえ、湿原景観や海岸景観に触れることのできる道路を計画

14路線

### 道路(歩道)

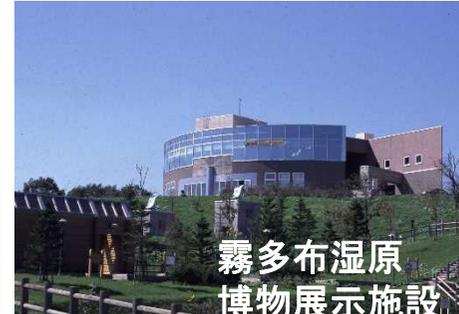
現在利用されている、公園区域内外から各利用施設に到達する道路又は各利用施設間を連絡する道路を計画

2路線

### 単独施設

利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置付ける。この際、事業実施の可能性や津波等自然災害への備え、風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。

| 施設名    | 箇所数 |
|--------|-----|
| 園地     | 17  |
| 野営場    | 4   |
| 博物展示施設 | 3   |
| 舟遊場    | 3   |



# 利用施設計画



## 名称について

あつけし きりたっぷ こんぶもり

## 「厚岸霧多布昆布森国定公園」

## 理由:

- 当該名称で地域合意を得ていること
- 主要な利用拠点である厚岸湖周辺や別寒辺牛湿原が含まれる「厚岸」、霧多布湿原や霧多布岬などが含まれる「霧多布」、優れた海岸景観を有し、昆布漁などの文化的景観がみられる「昆布森」は、それぞれが本国定公園を代表する地域である。



# 御説明の流れ(レジюме)

1. 厚岸霧多布昆布森国定公園(仮称)  
について
2. 公園計画の決定について
3. **パブリックコメント等への対応について**

# パブリックコメントへの対応について

## ■概要

- ・実施期間 令和2年12月3日(木)～12月28日(月)
- ・意見募集の結果
  - 【意見提出数】

|              |   |   |   |
|--------------|---|---|---|
| 電子メール、郵送、FAX | 計 | 1 | 通 |
|--------------|---|---|---|
  - 【整理した意見数】

|              |   |   |   |
|--------------|---|---|---|
| 今回の指定案にかかるもの | 計 | 1 | 件 |
|--------------|---|---|---|
- ・意見の内容  
参考資料1のとおり。